第９回　書面理事会　報告

日　時　令和２年５月７日

１．理事会の開催について

（1）書面決議による理事会について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

当初５月15日に理事会を開催する予定としていたが、５月４日の緊急事態宣言の延長により、公共・民間とも会場を確保することができない状況となったため、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止も含め予定していた理事会の議案において、書面決議できる案件（事業報告、事業計画案等）については、別途、書面理事会を開催することとした。

（2）オンライン併用による理事会の開催について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

（1）による書面決議できない案件（予算等）に関しては、オンラインを併用して６月５日（金）に開催することとした。

２．総会の延期について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

理事会の延期、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、６月18日に予定していた総会の日程を延期することとし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮した総会の開催の仕方などを検討のうえ６月５日の理事会で日程等を決定することとした。

第10回　書面理事会　報告

日　時　令和２年５月８日

１．福島県雇用労政課への要望について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１７名
保　　留　　１名

雇用調整助成金の申請手続きの事業主の負担軽減と専門家が書類を作成することで支給の迅速化を図るため、社会保険労務士へ雇用調整助成金の申請手続きを依頼した場合に、その費用の助成について福島県雇用労政課へ要望することとした。

２．福島県社会保険労務士政治連盟へ協力要請について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１６名
保　　留　　２名

上記雇用労政課への要望に関して、政連から福島県議会への働きかけを要請することとした。

第11回　書面理事会　報告

日　時　令和２年５月２０日

１．福島相双復興推進機構との契約について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

福島相双復興推進機構からの「事業再開再生支援事業」において、新型コロナウイルス感染症によって、雇用調整助成金に関する支援が増加することが考えられ、速やかに実施できるよう単価契約とすることになった。

雇用調整助成金の支援に限り従業員数による単価契約とし、別途専門家を募集することとした。なお、専門家には開業年数の制限を設けない。

また、広く「事業再開再生支援事業」に会員が関与できるよう専門家の応募要件「開業５年以上」を「開業３年以上」に変更することとした。（別添募集文書参照）

２．災害対策積立金の取り崩しについて

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金の個別相談会を社労士会主催で福島市（事務局）、いわき市（いわき産業創造館）で開催する。

災害対策積立金500,000円のうち200,000円を取り崩し、個別相談会実施の費用に充てることとした。

５月～６月の開催　　福島市（事務局）　　17回　相談員34名
　　いわき市（いわき産業創造館）　　７回　相談員14名

３．令和元年度事業報告及び決算報告並びに監査報告について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

令和元年度事業報告書、決算報告書について承認された。中間監査での指摘事項の修正を確認し監査報告を確認した。

４．令和２年度事業計画案について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

異議なく承認された。

５．慶弔規程の一部改正案について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

慶弔規程第８条弔慰金の「花輪」を「生花等」に改正することについて、規程なので総会に提案することを確認した。

６．ＡＤＲセンターにおける申立費用及び手続き費用について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

ＡＤＲセンターのあっせん費用（申立費用10,000円、手続き費用5,000円）について、センターの利用が少なく、また、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、引き続き２年間無料とした。申立費用及び謝金規程の附則に以下を入れ、法務大臣に変更を届ける。

附　則

東日本大震災及び福島第一原発事故等により第４条第１項及び第２項に規定する申立費用及び手続費用は、令和２年７月１３日から令和４年７月１２日まで無料とする。（令和２年５月２６日理事会承認）

７．総会の開催の仕方について

（１）総会の日程及び会場について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

総会の開催日を７月上旬とし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から総会後の懇親会、宿泊はなしとする。総会翌日に予定していた視察研修も行わない。よって、当初の輪番のとおり郡山で開催する。

（２）総会の来賓について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

（１）同様、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため来賓の招待は行わない。

（３）表彰について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

（１）同様、今回に限っては密を避けるため、表彰者には総会後に賞状と記念品を送る。

（４）連合会総会の代議員について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

順番から福島支部と郡山支部となり、各支部の理事の中から１名推薦してもらう。

（５）役割分担について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

総会の役割分担を決定した。なお、総会の規模を縮小して開催すること、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため総会準備に関して理事会が担当し必要最小限で行う。

（６）総会の運営について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

正副議長、議事録署名人、書記、議事運営委員会委員については、慣例に従い支部に推薦をお願いする。

８．台風19号による被災県への見舞金について

理事総数　　１８名（提案者のため会長を除く）
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名

北海道・東北地域協議会からの見舞金73,419円について、「義援金見舞金収入」で受け災害対策積立金に積み立てる。

第12回　理事会　報告

日　時　令和２年６月５（金）　10：00～12：00
場　所　コラッセふくしま（福島市）及びオンライン
出席者　理事19名
宍戸宏行会長、中目敏雄、大原百合、菅沼恒博副会長、村山敦子、草野智正、高山　浩常任理事、佐川弘行、白岩裕和、渡邉浩美、村上彰啓、草野昌利、田中竜夫、榎田哲士、真船　茂、加藤和志、吉田昌樹、鈴木慎太郎、真船あい理事
欠席者　なし

審議事項

１．令和２年度予算案について

各委員会からの事業計画案に基づく予算案について異議なく承認された。

２．連合会総会代議員について

連合会総会の代議員については、総会での決議事項にはなっておらず、慣例として総会で承認を得ていた。今年度、連合会総会が６月30日で、県会の総会（７月10日）の前のため、理事会で承認し総会には報告する。

代議員は、第11回書面理事会７（４）により大原百合副会長、村山敦子常任理事とした。

３．電子化推進特別委員会について

連合会におけるデジタル化対策の強化を受け、県会としても今後の多様なデジタル化対策に対応できるよう「電子化推進特別委員会運営細則」を「デジタル化推進委員会運営細則」とし、委員会の名称及び委員会の任務を以下のとおり改正する。（施行日６月５日）

委員会名称：デジタル化推進委員会

委員会任務：(1)　デジタルガバメントへの対応に関すること
(2)　情報セキュリティの確保に関すること
(3)　電子申請に関すること
(4)　デジタル化推進に関する研修
(5)　その他デジタル化推進に関すること

なお、ホームページの管理・運営は削除し、広報委員会所掌とする。

４．総会の日程について

日時：７月１０日（金）１３：３０～

場所：ビッグパレットふくしま　１Ｆ　コンベンションホールB

総会後、政連大会を開催する。

総会の日程を延期したこともあるので、総会案内について速やかに会員に送り、議案書等については後日送付する。

５．白河支部と郡山支部の合併について

白河支部からの郡山支部との合併に関して提案がなされた。白河支部、郡山支部での今後の合併を進めるスケジュール、支部細則の改正案、県会役員改選との絡みを踏まえ議論していくこととした。

６．オンライン会議の日当について

今年度は、オンラインによる会議またはオンライン併用による会議を活用していくことを確認した。オンライン会議での日当について、総務委員会で検討しオンラインでの出席であっても規定どおり日当5,000円を支給することを確認した。なお、オンラインであるので旅費は支給しない。

オンライン会議の日当の支給に関して、旅費規程の出張等にオンライン会議の出席を含むことを明示し、規程の一部改正として総会に提案する。

７．事務局職員の前期賞与について

総務委員会からの答申を受け、正職員、非正規職員に前期賞与を支給する。